

## 商品概要説明書

### 《 J A子育て応援教育ローン 》 (ジャックス保証型)

(令和6年5月1日現在適用中)

1. 商品名	J A教育ローン
2. お使いみち	○就学されるご子弟の入学金、授業料、学費、生活資金（下宿代、アパート・マンション等の家賃および食費等）および他金融機関の教育ローンの借換資金を対象とします。
3. ご利用いただける方	○お借入時の年齢が満20歳以上で、最終返済時年齢が満70歳未満の方。 ○継続して安定した収入が認められる方。 ○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。
4. お借入金額	○500万円以内（1万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。
5. お借入期間	○据置期間を含め、6か月以上16年10ヶ月以内とします。 元金据置期間の上限は次の通りとする。 ①入学前7ヶ月 ②卒業予定年月までの在学期間 ③卒業後の3ヶ月以内 ※留年・留学により卒業年数が延びる場合でも据置期間の延長は致しません。 ※借換資金のみの申込の場合は、残存償還期間を上限と致します。
6. お借入利率	○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。（お借入期間中の見直し・変更はございません。） ○お借入利率等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。
7. ご返済方法	○「元利均等方式」 ○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済（毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済）」からご選択いただけます。 ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。 ○その他返済方法等、詳細については、当J Aの窓口へお問い合わせください。
8. 担保	○不要です。
9. 保証	○当J Aが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要です。
10. 保証料	○分割払いのみとなります。 保証料内包型となっておりますのでお借入利率に加えて所定の保証料率を上乗せ致します。
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店またはリスク管理課（電話：0944-32-1300）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J Aリスク管理課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
12. その他	○お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ご返済額の試算については、当J Aの窓口へお問い合わせください。